

# 令和元年上半期名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

特集

## 死亡者数は3人、死傷者数420人

—増加に歯止めかからず

名古屋北労働基準監督署

(表1) 令和元年・平成30年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月～6月)

業種	R01年発生件数		H30年発生件数		業種	R01年発生件数		H30年発生件数	
小計	76	84	土石採取業	0	0	建設業	21(2)	33	
食料品製造業	13	12	道路旅客運送業	16	7	道路貨物運送業	75	57	
繊維工業・繊維製品製造業	1	2	陸上貨物取扱業	13	7	商業	69(1)	82	
木材木製品・木製家具製造業	2	1	金融・広告業	7	13	保健衛生業	18	23	
紙加工品製造業・印刷製本業	11	11	接客娯楽業	32	15	清掃業	20	9	
化学工業	5	4	ビルメンテナンス業	18	26	その他の事業	55	46	
窯業・土石製品製造業	6	3	合計	420(3)	402(0)				
鉄鋼業・非鉄金属製造業	0	0							
金属製品・金属家具製造業	19	25							
一般機械器具製造業	3	11							
電気機械器具製造業	3	5							
輸送用機械器具製造業	7	7							
その他の製造業	6	3							

( )内は死亡者数で内数である。

名古屋北労働基準監督署管内における令和元年上半期(1月から6月末)の労働災害発生件数は、死亡者数3人、休業4日以上の死傷者数42

0人となっています。(表1)死亡災害につきましては、前年同時期に発生していなかったこともあり、プラス3人と大幅な増加

となつています。また、休業4日以上の死傷労働災害は、プラス18人と3年連続増加している現状に歯止めがかかっており

ず、第13次労働災害防止推進計画の令和元年単年目標である死傷者数1000人を下回ることが非常に厳しい状況となっています。

死傷者数を業種ごとに比べてみると、前年同時期と比べて減少している業種は、建設業(36%減)、ビルメンテナンス業(31%減)、保健衛生業(22%減)、商業(16%減)が挙げられます。また、増加している業種は、道路旅客運送業(129%増)、清掃業(122%増)、接客娯楽業(113%増)で、それぞれ大幅な増加となっています。

なお、本年発生した死亡災害3人は、建設業2人、商業1人で、この2業種は、前年同時期より死傷災害が減少している業種です。(表2)

死傷災害を事故の型別(表3)で見ると、転倒災害で91人と最も多く発生し、全体の22%、次に墜落・転落災害の89

(表2) 令和元年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月～6月)

業種	発生日	性別	事故の型	労働災害発生状況
その他の商業	1月	女	墜落	マンション7階廊下にて脚立を使用して清掃作業を行っていたところ、脚立の脚部がズレたことによりふらつき、廊下の開口部から地上に墜落した。
電気通信工事業	2月	男	はさまれ	橋台にて高所作業車に乗りファイバーケーブルの接続切替作業を行っていたところ、身体の一部が操作レバーに触れ、バケットが上昇し橋げた下部とバケットの間にはさまれた。
その他の建設業	4月	男	交通事故	解体工事現場で発生した廃材を産業廃棄物処理施設へ運搬した後、高速道路上にて被災者が運転するダンプカーが貨物トラックに追突した。

(表3) 事故の型別災害発生状況 (件)

事故の型	R01年 発生件数	H30年 発生件数
墜落・転落	89(1)	60
転倒	91	121
激突	45	31
飛来・落下	22	19
倒壊・崩壊	16	7
激突され	11	10
はさまれ・巻き込まれ	54(1)	44
切れ・こすれ	19	26
踏み抜き	0	0
高温・低温の物との接触	4	8
有害物等との接触	2	2
感電	0	0
火災	0	0
交通事故	26(1)	27
動作の反動・無理な動作	34	45
その他	7	1
分類不能	0	1
合計	420(3)	402(0)

( )内は死亡者数で内数である。

国際基準にも明記されていますが、労働災害への理解と安全衛生管理への反映、特にプロセスに沿って作業場内のリスクを把握するリスクアセスメントの実施をよりしくお願いたします。

人(21%)、はさまれ・巻き込まれ災害で54人(13%)となり、依然としてこれら3つの事故の型で全体の半数以上(56%)を占めています。また、本上半期の事故の型別死傷災害発生状況の特徴のひとつ

として、最も多く発生している転倒災害が前年同期から30人減少したのに対し、2番目に多く発生している墜落・転落災害が29人増加し、このことにより、この2つの事故の型における死傷災害発生件数の差が昨年の61件から本年は2件へと小さくなったことが挙げられます。

崩壊(9人)となっています。愛知県内においても、死亡労働災害が昨年同様の2倍に迫る勢いで大幅に増加している憂慮すべき事態となっています。愛知労働局では、このような状況に鑑み「死亡災害多発緊急対策」(5月16日から9月末)を実施しています。

この緊急対策においては「労働者による安全衛生活動から、事業者による安全衛生管理の推進・定着」をさらに進めていきたいと考えています。また、名古屋北労働基準監督署においては、現在、愛知労働局が提唱している「危なさ」と向きあおう」をスローガンとした「論理的な安全衛生管理の推進・定着」をさらに進めていきたいと考えています。